

第3回

「三重県地震・津波対策都市計画指針(仮称)」 策定に関する小委員会

議 事 録

平成27年5月18日

第3回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」
策定に関する小委員会 議事録

1. 開催日 平成27年5月18日（月）
2. 開催時間 午後4時30分
3. 閉会時間 午後5時45分
4. 開催場所 三重県教育文化会館 本館3階 第二会議室
（三重県津市桜橋 2-142）
5. 議題 「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」の検討
6. 出席員の氏名 （議席番号は三重県都市計画審議会と同一）
 - 第1番委員 朝日 幸代
 - 第2番委員 村山 顕人
 - 第4番委員 柳川 貴子
 - 臨時委員 川口 淳

第3回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定に関する小委員会

●事務局

三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）策定に関する小委員会を開催いたします。

私、都市政策課長の中嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。委員会の開催にあたり、住まい街づくり担当次長の渡辺から一言ご挨拶等申し上げます

●事務局

委員の皆さんにはご多忙の中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

私、先程も名刺交換させていただきましたが、4月から住まい街づくり分野を担当しております、渡辺と申します。よろしくお願いいたします。平成19年度ぐらいまで、当時の都市政策課に居まして、19年度以来、8年ぶりです。よろしくお願いいたします。

今回の小委員会は3回目ということで、本日は地震津波対策の都市計画指針を作成するにあたり、課題と対応の整理というところと、計画立案のポイントというところにつきまして、ご意見を頂きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

●事務局

早速でございますが、朝日委員長にこれからの進行についてよろしくお願いいたします。

●委員長

ここからは私が進行いたします。委員の皆さまにはスムーズに進行できるようご協力をよろしくお願いいたします。まず、小委員会の議事録の署名者2名を三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定に準じ、委員長から指名させていただきます。村山委員、柳川委員、のお二人に署名委員をお願いいたします。

次に、本日出席されています委員の人数なんですが、後ほど川口委員もいらっしやいますので、4名になりますので、委員総数1/2以上であり、三重県都市計画審議会条例第6条第2項に準じ、本小審議会は成立いたしました。

それでは、議案の審議に入る前にまず、審議の公開についてご審議頂きたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議頂きます議案につきましては非公開とできる場合に該当していないため、公開をしたいと存じますがいかがでしょうか。異議がないようですので、公開することに致します。それでは、本日の傍聴人につきまして事務局より報告をお願いします。

●事務局

本日は一般傍聴の方、および、報道関係特にございませぬ。よろしくお願いいたします。

●委員長

それでは、今回は傍聴者はいないようです。尚、議事に関係ある行政機関の職員として市町の都市計画職員が同席しておりますのでご了承ください。続きまして本日の資料について確認させていただきます。事務局から確認をお願いいたします。

●事務局

本日の資料につきましては事項書が1枚、資料1, 2, 3として、ホチキス止めのA4が2枚、それからA3のものが1枚、これが資料になりますのでよろしくをお願いします。

●委員長

配布漏れはございませんでしょうか？大丈夫でしょうか？それでは議案の審議に入りたいと存じます。

さて、本日ご審議頂きます議案は三重県地震津波対策都市計画指針（仮称）の策定についてです。それではまず、これまでの計画、本日頂きたい意見について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは事務局の方から説明致します。次第の方見て頂きますと、議事ということで、小委員会のこれまでの経過等の説明、それから審議会でこれまで審議してきました、指針の検討の部分をお願いいたします。

では、資料1なのですが、パワーポイントのスクリーンもしくは手元の資料を見ていただくようお願いします。資料1の1ページ目の所なのですが、検討対象の確認をさせて頂きたいと思えます。現行の都市マスタープランにおきまして、将来像あるいは基本理念という形で、集約型都市構造などの考え方が示されております。

それから、次の都市の防災の方針のところでは、記載例ですけれども、風水害や火災等の都市災害の防止と災害の軽減のコメントなどが記載されています。このように、元々方針の中にコンパクトな街づくりや防災の概念はございましたが、大規模災害、特に地震津波災害について、これまで、都市構造を大きく変えるようなものについての議論はされてこなかったのが実情です。

今回、小委員会の趣旨のとおりこの内容を議論していくわけですが、前回の審議会において、風水害を含めた全般的な災害についても議論してはどうかという提案を頂きました。赤い部分の所でございますが、今回、対象ということで議論させて頂いたのですが、審議会の意見としましては、確かにいろんな災害を考えるべきではあろうとは思っているものの、大規模災害について、特に都市構造を変えるようなものについて議論を進めるということで、地震津波災害に関する部分を議論したうえで、例えば土砂災害などにも適用してはどうかというようなご意見でしたので、まずはこの地震津波対策をしっかりとやるという方向で進めていきたいと考えております。

この後のことですがマスタープランの改訂の考え方を検討したうえで、下の緑のところになりますが、平成27年度から都市計画基本方針という考え方をまとめていきたいと思えます。これにおいてはすべての都市計画に関する内容を盛り込んでいきたいなと思っております。

2ページ目です。指針検討の流れです。検討の手順と解説という事で、右側のほうの解説を見て頂きますと、第1回の小委員会では、指針の成果について共有し対象とする災害や、災害の規模の範囲について、あるいは都市計画で決定したうえでの視点などについてご議論頂いております。その後、左側の図の矢印の横ですけれども、都市計画審議会、昨年12月に開催いたしました。それから、市町の検討会も実施しております。これは今年2月に行われました。県民のアンケートも同時期に開催させていただいているというような状況でございます。本会の審議対象というのは、次長

の方からご説明ありましたように、課題と対応の整理、それから計画立案のポイントということで絞って議論をさせていただきたいなということでございます。つまり、右側のほうですけれども、地域の現状や課題を把握したうえで、これまでいただいた市町、県民、有識者の皆さまの意見などを踏まえて、課題と対応を整理検討したうえで、立案のポイントを確認させて頂きたいと思っています。内容としてはここがポイントとなります。

次のページへ行かせていただきまして、今後のスケジュールも含めてスケジュールについてご説明いたします。スケジュールですが、これまでに小委員会が2回開催されていて、12月の都市計画審議会、それから県民アンケートを2月に実施しておりますが、今後の流れとして、本日5月18日ですね、小委員会を開催させて頂いたうえで、この7月29日に審議会を開催させて頂きたいなと思っております。ただこの間には、小委員会の皆さまと個別に協議させて頂きたいなと思っております。それから第4回、第5回についてはその後、秋以降～冬にかけて、年内には概ね形を作っていこうという風に思っています、できれば年末の審議会で、できれば原案を作成して年度内には策定していきたいという流れになっています。

内容については簡単な内容ですので、引き続き資料2の指針の検討へ移らせて頂きたいと思っております。

1ページをご覧ください。都市計画審議会での確認内容ということで平成26年12月24日177回の審議会の中で、朝日委員長よりご提案を頂きまして、内容を確認いただいたものでございます。目的について津波に対応した都市づくりの考え方をマスタープランに反映していくために、赤の部分ですが、基本的な視点として、まず人命を守ることを最優先とし、次の赤の部分、都市機能の確保や災害の軽減については、中長期的な視点で進めるということでございます。検討内容の中には大きく、都市施設、土地利用といった考え方なんです、それに加えて被災後の復興も見据えて様々な手法を提示し市町や住民の方々が選択して取り組める指針とすると、というような中身になっています。

続いて資料の2ページをご覧ください。資料の2ページは県市町の検討会で検討した内容でございます。これは2月の18日に勉強会ということで復興の内容もちょっと勉強いたしました。その時に整理させて頂いたものなのですが、県内の災害規模、これは平成26年3月に出しました。理論上最大、あるいは過去最大の被害状況について議論しました。人の被害ということでは県全体として理論上最大で約5万3000人、過去最大規模で約3万4000人、死者が出るという事です。主な原因分類をしますと、津波での被害が最大になるということです。次に建物被害につきましては、県全体として理論上最大で、約24万8000棟、過去最大で約7万棟ということになります。主な原因ですが、理論上最大では揺れですが、過去最大では津波による被害ということが想定されます。県内の市町においての被害もですね、理解していただくためにご提示などをして話し合いをしました。

3ページをご覧ください。この中で出た市町からの意見のポイントとなるものですが、やはり、審議会で議論をして決めて頂いた内容とよく似ておりますが、命を守る防災施設、例えば避難路等の整備を最優先として、構造については短期的に大きく変更する事は中々困難なのでいわゆる中長期的な視点が必要だということで頂いております。内容についてはその他いくつか上がっておりますが、なかなか難しいなという意見が多くございました。

4ページをご覧ください。県民からの意見という事で、これは今後パブリックコメ

ントを実施するという中で、県政のモニターでありますイーモニターという制度を活用しましてアンケートを実施しております。751人の回答を頂いております、回答頂いた方々からの主な意見を整理していきますと、地震保険への加入など自己防衛は前向きな回答が多いという事で、下にもありますように52.5%という方がご回答いただいております。避難路等命を守る防災施設へのニーズは高く、右側の上の方になります、避難路整備については73.9%の方々が望まれているような状況です。それから公共施設の耐震化に加えて大規模建築物の耐震化も望まれておまして、これにつきましてはそれぞれ56.1%、41%ということで、あと間にも住宅の耐震化ということで自分たちのことについてもご意見が出ている状況です。それから、ここに4番目のぼつにありますように、土地利用規制についてはやむを得ないという回答がございまして、これについてはすいませんが、A3資料の3ページのところで、左側のところにアンケートについてのグラフがございまして、大きく規制されることはやむを得ないというような分析が出ておりますが、こちらについては浸水被害を受ける方々にとっても80%近い方々が、それから、鳥羽市以南の方々でも70%を超える方々が沿岸部の規制についてはやむを得ないというご判断を頂いている状況ですので、これは中長期的にはそういったことを考えていく整理をさせていただいております。

これらの審議会、有識者の皆さまや市町、それから県民の皆さまのご意見を整理したものが5ページにございます。課題の整理という事で、関係主体の視点や、意見の関係、という事で見てまいりますと一番上にあげておりますように、まず人命を守る事が最優先であるということについては、すべての関係者の皆さまで上がっております。2点目の中長期的な視点で施設などの減災について進めていくという事については、逆の視点で市町から、短期的には大きく構造を変えることができないということであったり、あるいは県民の皆さまでは土地利用の規制がやむを得ないというようなことのが考え方が中長期的になるのかなという考えでございます。3つめに広域的な連携や機能分担など、やはり復興を見据えた考えについては、住民の方が一番わかりやすいのですが、保険に入って当面は対応するという事でございますし、市町の方々はそういうことについて、いろいろアドバイスを県の方からもほしいというようなご意見を頂いているような整理にしております。

これらをとりとめて対応の整理ということで、6ページをご覧いただけるとよろしいかと思っております。6ページのところでは時間軸でとらえた課題への対応ということで、前回までに時間軸でとらえた課題の方向について取り組みの期間なども参考にしながらということや、それとは別の視点、復興ということも見据えて考えていくという事でございます。取り組み内容については短期、中期、長期という視点で整理しておりますが。短期については人命、命を守るということのようなものでございます。この整理のところではまず人命を守る事の下にありますように、防災施設の整備ということと、被害想定区域の明示ということで、施設に関する事を上の段、土地利用に関する事を下の段に事例として書いておまして、具体的な内容を点線の下に記載しております。それから、矢印の方向は時間軸によって進めていくとどういふようなことになるかということで、避難路の整備、それから進んでくれば避難所や耐震化、効率対策というものに流れていきますよというものです。どれが先かといいますと具体的にはございませんが、時間軸で時間のかかるほうを整理しているという状況です。で、ここです、中期長期について矢印が入っておりますが、事前に先生方とお話させていただくうえで、やはり中長期というのは一つの流れではないかというお話を頂いております、それを矢印で示しております。右側の方、中期の方では都市避難

の確保や被害の軽減といったことで、特に被害規模、防災の対策の状況から、市町の庁舎や重要な駅、病院といった重要施設の配置の検討などをすすめることや被害想定地区の低密度化を図るといったようなご意見を頂いております。具体的には下の方に書いてありますように、施設の計画配置から具体的に施設を守るための強震化策やあるいは移転等の実現という事、土地利用に関しては規制誘導の検討を始めて、低密度化を進めるというような事を考えています。これが長期に続いていきますとやはりグランドデザインの構想ということで、同時期に考えていけばいいのですが、中々考えられない中でこういう流れの中で考えていくんだらうなということで、快適で安全な都市づくりの中では、都市構造の地域的特性に応じて都市構造を検討したり、あるいは被害想定区域の土地利用の規制を具体的に考えるといったことをございます。これらによりましてグランドデザインを実現していくという形になります。

これとは次元が違いますが、いつ起こるかわからない復興についてでございます。復興については都市の復興イメージの構築、復興体制づくりというのが重要であるということをこの期間で学びました。これらについて発生規模、発生予測はできないので、常に被災後の復興を見据えた復興イメージを、その都度その都度で最適な復興イメージをしていくことや、これにあたります体制作りを進めておくことが重要であるという風な整理といたしました。

次のページをご覧ください。ここです、私たちが検討している間に国の方から指針という形で大きな考え方が示されました。平成 27 年 1 月 18 日の一部改訂ということで、ここにおきまして青い字のところですが、都市の将来像を実現するための適切な都市計画の選択という言葉の中にですね、リスクに関する対応という事で記載されました。都市における様々な災害リスクを十分に把握した上で、災害の防止、または軽減を図り、都市の将来像を実現するため、都市の特性、市街地の状況に応じた対策が必要であるという考えの中で、ピンクの所ですが、災害の発生の恐れられる土地の区域について、どういう事を考えればいいのかということで、それぞれの区域の災害のリスクや、警戒避難体制の整備状況、それから災害の防止、または軽減するための施設の整備状況や、整備見込み等を総合的に緩和するという中でぼつのその次の、ちょっとくるとまわったところの選択のところなんですけれども、適切な対策を講じた場合、防災レベルを向上したうえで、市街地の整備、開発または保全を行う事ができるとしてありますが、こういった対策を講じない場合、新たな市街地の整備、または開発は行わない、というような街づくりに関する方針を固めていくという、ここが適切な都市計画の選択ということになります。このように具体的な方策を講じることが重要であるという事が示されました。

県の指針、次のページですが、県の指針はどうしてこうかということでございます。今回の大きなポイントですが、国の考え方、青い字の所ですね。国の考え方を基本とし、指針を踏まえた上で県が示す計画立案のポイントということで2点を考えました。1 つめは県内市町の特성에 じたシナリオや、複数の対策案を選択していくということです。これは県が示します、地域的な特性や、災害の規模等によりまして、対応できる内容が変わってきます。そこで、その特性に じたシナリオやいくつかのパターンでの対策案を選択頂いておくということです。

次に2 つめです。対策の優先順位を時間軸でとらえて取り組んでいくということです。これは先ほどお話しましたように、時間軸の中で中期、長期、という形で、それぞれ向かう方向が違うのではなくて、向かう方向は一定、同じ方向に向かっている中で、それを時間軸でどこの段階でどういったものに取り組んでいくのか、とい

うようなことを分かり易く示していくことが大切であるという風に思っています。この2点を、市町さんが考えていただくポイントといたしまして、指針で示していく内容という事に致したいと考えております。じゃあ将来の都市像を実現するための選択の対策ということのフローのイメージなんですけれども、こちらのほうには選択頂くシナリオが真ん中の方の青、緑、赤になっていますが、現状維持型のシナリオ、市街地を移行するシナリオ、それから集約連携型のシナリオというものと、右側にこれらをちょっと飛んでいく形で復興イメージの構築と、この4つを考えの整理にしております。

流れとしましてはまず命を守る取り組みを短期的に実施しつつ、その中で良好な市街地を危険区域以外で形成できるのかどうかという事で考えます。まず、考えない場合については、現状維持型のシナリオをベースとして考えていただくと。次にこれが考えられるということになりましたら、市街地に集約が可能なのか、あるいは、集約できないために山地部や別の場所に移行する必要があるのかどうかで判断をします。集約できる場合はイエスで、集約連携型のシナリオの方へ行きますが、集約できない場合は一時的な拡大も伴いまして、市街地移行型のシナリオへ行くと。ただし、人口減少で、安全なリスクの少ないところへ移行するという考え方の中では、見直し等によりまして、定期的に移行型や集約型というところへ、現状維持型からもフローの矢印を進めるような形で考えています。

このように、県が示す流れについても示していくことで、大きく計画立案のポイントで上げました、適切な都市計画を選択頂くという流れを作りたいと思います。以上が指針案の検討の内容でございます。議論の方をよろしくお願い致します。

●委員長

説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言の方をお願いいたします。資料がいくつかございましたが、取りまとめた資料の内容、それから課題、対応の整理等についても結構ですのでお願いします。

●委員長

皆さん考えて頂いているので私のほうから一つよろしいでしょうか。資料の方なんですけれども、県市町検討会の方で、人の被害と建物の被害という事で、数字を今回ここで示されておりますけれども、こちらは要するになんらかの細かな裏付けがあつてこの数値が出されているのか、各市町村が出してもらった数字を積み上げた形でこれになっているのか教えていただけますか？

●臨時委員

私、被害想定メンバーの一人だったものですから、ここにあるように地震動のレベルと津波のレベルの2つを想定致しまして、過去最大と理論上最大、これは国が言っている最大を理論上の最大、南海トラフの震源モデルと波源モデルを使ったものを理論上最大としました。それから、過去最大は過去に起きた五地震の重ね合わせの震源を作った、要は起きた実績のあるものの足し算をして震源モデルと波源モデルをつくって、被害想定をしました。人的被害と建物被害はそれぞれ、例えば建物であれば固定資産台帳のデータを使って震度分布、浸水分布と見比べて数字をはじき出しました。県として作ったオフィシャルな想定ということでもあります。松と竹と呼んでいるのですが、ここに出ている数は、真ん中の竹の値で、過去に起きた実績のある地震を

足し合わせて作った想定と現在の人口の分布、建物の状況を勘案して作ったデータということになります。目標としてはこれが守るべき目標値、これを減らすための目標値ということで考えて頂ければいいかなと思います。

●委員長

ここで書かれているものは、検討会の報告書か何かに示されているのですか？

●臨時委員

被害想定 of 報告書として出ている数値になります。

●委員長

では委員の皆さま、課題と対応の整理についてこれらについても含めてご意見を出していただければと思います。

村山委員お願いします。

●2番委員

6 ページの対応の整理のところ、時間軸でとらえた対応とあります。それで、まず思ったのが復興のイメージ構築として一番下にありますが、具体的にはいつごろ考えらるか、いつごろ構築を作ること想定して書いていらっしゃるのでしょうか。実は復興のイメージ構築と、それから、長期の所に整理されているランドデザインの構築というのは連携しているというか、一体的に考えた方がいいんじゃないかと思ひまして。そうするとランドデザインの構築というのはどこか、上の地震が起これなくてもやるべきことと復興の間ぐらいに位置づけられるのではないかなと思ひました。それで色々考えていくと、ランドデザインって一体いつ、構築するのかということになりまして。長期、ランドデザインの実現は長期かかるのですけれども構築自体は早くつくのかと思ひまして。そうすると、長期のところにもランドデザインの構築と書いてあります。これはランドデザインの実現であるべきで、ランドデザインの構築というのは短期のところに入れてもいいのではないのでしょうか。それイコール復興のイメージを少しずつ考えていくという方向なのだけれども。構築し始めるのが長期的な将来だと遅すぎるので。

●事務局

村山委員からご指摘いただいたとおり、左には取組期間と書いてあるのですが、検討も、長期的検討でもいいんじゃないかと誤解を生む可能性があるもので、先ほどご指摘いただいたように、例えば短期でとらえているのが、遅くても5～10年、10年以内の対応、中期については10年～20年ぐらい、長期については30年を見据えてという、大まかな事務局的なとらえ方はそういう事なのだけれども、ただ、それはある程度構築として、目標とする年次でするので構築事態はおっしゃって頂いているように同時並行して、検討に入る、あるいはマスタープランにしても基本的には10～20年というところを見据えた街づくりの計画ですので、当然今から改訂作業に入っていくうえでは、こういう風な現状を見据えた構築は今から掛かっていこうというようなメッセージをもう少し出さなければ、誤解を生む可能性があるのかなと思ひています。

●事務局

よろしいでしょうか。二点ありました。一点目は課長が説明したとおり、時間軸を横軸にとっていてスタートはこうするのだという、そのところが見えにくいのでこのところを下へ時間軸では中でスタートはするのですけれども、やる事がだんだん変わってくるというイメージですのでちょっと説明を分かり易く考えます。

もう一点、いつごろかということで資料3の4-1、一番上の右側の方を見て頂けませうでしょうか。私ども指針を作っていく中で指針と計画をいつ出していくのかということで考えるとですね、基礎情報の整理、被害想定から対象とする災害の決定という黒い丸2つがきて、そののちに地域の災害に対する目標を設定したうえで、ここである程度被害想定なども決めていきますので、ここで都市像をある程度取り込んでいく現状維持型なのか、集約型、連携型なのか等も含めながら考えていくと。被害、被災後の都市の復興像というのを取り込めたらなという風に思っています。同時期ですが被害のレベルが違いますけども、この時期に考えたいなど。次の段階へ行きますと具体的に、将来像実現のための都市計画決定や施設の配置、土地利用といったものを、ここには50年と書いてありますが、30年ぐらいかなあということでは思っています、中長期で20年ぐらい、長期で30年というような感じで進めていながら定期的に見直していくという流れを作っていきたいと、こんな風に思っています。

● 2番委員

さっきのこの図で根本的な間違いをしていました。縦に期間を描いている。

● 臨時委員

今、議論になっている6ページのもの考え方というのは、とてもいいかなあと。つまり今の時点では分からないですけど、一説には南海トラフの発生率というのは80%を超えてるわけで、短期的にすぐに手を付けておかなければいけない事から、時間をかけてやっていかないとしっかり分けて、しかもプロセスを考えてやっていくという方法は、適切なんだろうなあとは強く思います。その上で、8ページあたりにフローチャートが出てきて、書く県がどこまで突っ込むかということなんですけども、市町がこの被害想定の結果と現状を良く見たうえで、選択をしていくわけですよ。まあどういうシナリオを乗せていくのかって。で、ここが一番書きどころの難しい所かなあと思っているんですけど、まあ実際に何も起きなければ現状維持が一番、今まで造ってきたものを変更しないっていうのが一番手っ取り早いわけで。で、それでいいの？って事がいえるものに、県に関しては何か示しておく必要があるのかなと、ちょっと思うんです。だから皆、楽なほうに流れないように、ちょっと変な言い方なんですけどね。楽なほうに流れないように、やっぱりこのリスクの大きさと、それからその後の事を考えた時、同じ様な選択肢があって、それからここにも書いて頂いてるんですけど、このフローチャートで転換するタイミングが、現状維持型で行ったんだけど、やっぱり止めて、こっち行きますわってのが、災害が起きて変わるのか、起きなくても変わるのか。起きたらね、変わる切っ掛けにはなると思うんですけど、起きなければ今迄と何も変わらなくて、今と同じように起きたから、今迄の市街地変えましょか、みたいな話に転換するのかっていうのがちょっと。まあ起きてから考えましょや、って先送りしちゃって良いのか、県としてはやっぱりそうじゃなくて、もっとアグレッシブな考え方もあるよっての選択肢の中にね、示したほうが良いのかなあという感じがします。まだこの資料ではね、その辺ちょっとよくわかんないんだけど、もうちょっと具体的な絵があった方が分かりやすいかなあというふうによ

っと思いました。方向性としてはこれで良いかな。

あともう1つ個人的にちょっと心配してるのが、さっき「松竹梅」って言ったんだけど、みんな、取り合えず東日本起こったので「松」の心配して、こんなだったら大変だと思ってやってんだけど、次に「梅」が起こった時にどうなるかっていうと、「松」のつもりで、例えばアグレッシブな市町はね、市街地を移動させましょうみたいなプラン立ててたんだけど、30年後に「梅」が起こった時に、なんや大した事ないやん、とって、それで良しにするのかとかね。そういう逆側のシナリオもちょっとあるのかなと思ってて。それ、ここでどう議論すれば良いか分からないんですけども、そんなことも個人的には気になっていて。次、我々が生きてる間に起きそうな事が、みんなが覚悟してるよりも大した事がなかった時にこれが台無しにならないような、やって損したみたいな事にならないといいなあ、という事をちょっと個人的には考えています。

それからもう1つは、アグレッシブな考え方を県が示す事も大切なんだけど、アグレッシブに行けない、個別具体的な事情も各市町にはいっぱいあって。その時の為に「それでも今迄は放っておいて良いのよ」じゃなくて、「打つ手はあるんだ」という今迄の都市計画的に、もそうなんですけど、打つ手はあって、より安全で住みやすい街の構築が、都市計画的にも在り得るんだって事を、何かここに示してあげられると市町としては選ぶ選択肢が広がって良いのかなあっていうふうに、個人的にもこの絵をずっと見てて思っていて。具体的に、僕は地元の間人なので、具体的な市町が浮かんじやうとあんまり良くないのかもしれないかもしれませんが。そういう事をちょっと考えて。そういうことを、まあ踏み込んで描いてあげると市町としては「なるほどなあ」という風に思ってこれを使って、じゃあ次どういうステップ踏むのがやり易いのかなあ、と思いました。まあまだちょっと僕の中でもあまり整理が出来て無いんですけど、そんなことをちょっと今感じました。また皆さんの意見を聞いて、発言をさせて頂こうかなあと思います。

●委員長

今の川口委員の話の中で、指摘された事についてはいかがでしょうか？

●事務局

今、川口委員からご指摘頂いた点というのが、市町さんとのお話でも1番のポイントになる点でございます。その中で、先程川口委員の方からは市町の顔が見えるんでってお話があったんですけど。ただ1つ。短期、中期、長期という捉え方の中で。短期の、命を守るという取り組みについては、やはりこの被害想定が出る中で、かなり現実的な対応としてですね、特に伊勢湾、まあ南の方ですね。或いは南部地域については、熊野灘沿岸地域については、かなり積極的に避難路の確保、或いは津波タワーの整備というところで、もう具体的に事業を始めてみえる市町が大変多うございます。私共も国の都市防災の交付金の窓口をしていますので、そのご相談、或いはもう実際交付を受けて、その取り組みをされている所が非常に増えてる。これが実態でございます。

その中で、もう中期の捉え方としてですね。やはり自分の役場なり、消防署なり、防災の拠点となる所が安全なのか？というところで、既に、役場までは移転しないけども、防災拠点として安全だったかで既にその整備を進めようという取り組みを始めてらる市町さん、或いは一部作られている市町さんってのも出てきてる、と。た

だ、一方で、まだそこまで踏み切れない市町さんもある、というのも実態でございます。それとやはり伊勢湾から北の方になってきますと、まあ強い北の方ですね。鈴鹿なり四日市なり桑名までと捉えると、まだそこまでなかなか進んでいない。まあ当然避難路の確保等については検討されているというところではあるのですが、時間が相当あるというところと、それと「とある地方」なんかでは実際のところ町全体、役場も含めて浸水するので、どうしていいか分からないと。まあ命を守るという点では、例えば自動車専用道路が上にくるので、そこに避難場所を確保されているとか、色々な対策は講じられているけども、手の打ちようが無いと諦めている町もあると。但し期間をもってやり、より高台の市町と防災協定を結んで、お互い避難対策を一緒に検討しよう。というような取り組みを始めた所もある、と。結論から言うとかかなり温度差がある。ただ、人を守るという事については、もう取り組み始めている市町が多いという状況です。

で、次のステップの主要機関等についての安全対策。耐震化についてはそれぞれの市町、意識はあるんですけど、津波対策という点では相当温度差がある状態です。です。のでまだ長期的な街のありよう、国の方の指針ですね。7ページのほうで国の方の指針、書いてございます。例えば危険のある区域については、積極的に市街地の整備、開発は行わないと。但し対策を講じた場合についてはですね、市街地を進めようとする場合には、それを軽減するような対策、いわゆる防災上の対策を講じる必要がある。で、それをしない場合についてはですね、区域区分の見直しという部分で書いてございますけれども、むしろ危険地域という事で、市街化調整区域に、市街化区域から調整区域に戻すべきだと。こういう風な方針が書かれておる。ただ、なかなか先程の書き振りのところで、現状維持型からですね、例えば集約型に変えるとか移行型に変えるとか、いうところについてはまだ市町さんのほうで描ききれていない。で、なかなか、これが市町さんと共有の1番ポイントだと思うんですけども、県だけでアグレッシブに書けない、プレイヤーの無き目標を持っている物は建てられないので、そのへん辺りを市町さん、無論今日の小委員会の発言も含めて、市町さんともう少し、どこまでいけるかという事を揉んでいきたいなという事を思っております。

●委員長

それぞれ市町の、それぞれの実情に合わせて、それぞれ進んでいく形にはなるっていう事だとは思いますが、そうすると先程川口委員が言われた、規模がどれ位で、どれ位を対応するかってところは、かなりちょっと難しくて。もう1つあったのは本来もっと重く想定していたものが軽かったという時に、理由付けは多分できるんだとは思いますが。それはやはり最大限をこちらは対処してるんだというところは、1つできるんじゃないかとは思いますが。ただそれによって少しその後の進み方が遅くなったりというのは当然ある事かと思えます。あと、先程言われたように地震そのものが起きていない場合に、どこまで対応可能なのか、というところですね。そして起きた場合だったら当然すべき対応をしなきゃいけないですが、そこがかなり長期的なスパンだとスピードもだいぶ変わってきたり、市町でだいぶ違いがどんどん出てくるんじゃないでしょうか。

●臨時委員

今の話なんですけどね。先程橋本さんの方からご説明のあったアンケートがありましたよね。これ、必ずしも全県民の意見ではないと。アンケートってみんなそういう

類のものなんですけど、僕ちょっとビックリしたのが、かなりの県民の皆さま方が、例えば土地利用の規制に対してビックリするパーセンテージで、やむを得ないって凄いなって。多分、今だからこの意見が引き出せるというのであって、これ多分10年何も起きずにほったらかすと、半分以下になるような。だからタイミングとしては今こういう指針を出すタイミングで県民の皆さま方が、そういう意図で、意識でいる間に、市町がアグレッシブな案を練り出せる機会を提供するというのはとても大切な事かなあと、このアンケート結果を見てたんですよ。まさに移転を考えるんだって人もかなりいるし、それから利用を規制されてもしょうがないよな、ここはそういう場所だしって言うてる、まあ勿論サイレントマジョリティーが拾えているかどうかというのはまた別の問題としてあっても、アンケート結果としては、これは凄い、背中を押すことかなあと。僕は現場に行くと、そういう空気はまだまだあるので。例えば沿岸部で住んでこられた地域の人達が、僕たちの子供たちはできるだけここに住まわせないようにするんだよ、というような発言を長くそこに住んだ人達の中からも出てくるようなムードには三重県全体がなっているの、この指針でアグレッシブな案に書けるような方向付けをしてあげるラストチャンスじゃないかと。次は本当に来るまでできないんじゃないかなあ、って。いいタイミングだなあとは思っているんですね。そういう意味ではこのアンケートだけを使う訳にはいかないんだけど、アンケート結果を見てビックリしたもんですから。凄いなあと思って。そう意味では攻め込むチャンスではないのかと、防災家としては思っています。

● 2番委員

話し戻してしまう可能性もあるんですが、資料3の図があるところなんですけど、この絵で海と陸の間にグレーの線があるのは堤防ですよ。例えば土地利用や都市構造は現状維持にならざるを得ないんだけど、ということは浸水してしまう訳ですよ。何も対策しなければ。そういう所こそ堤防を作らなきゃいけないんじゃないでしょうか。現状維持のところ、堤防が無い市町があって、逆に市街地移行とか集約連携型にすれば浸水区域の所から人がだんだん居なくなってくるので、それほど、堤防を整備する必要がなくなってしまうのではないかというふうに思います。堤防を作って津波を防げるのであれば、そこに市街地を造って構わないといったですね。土地利用としては現状維持、で施設整備をする。逆に堤防はあまり大きなものを作らないとすると津波は来てしまいますので、その場合に土地利用と施設整備の2つの関係があると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

● 事務局

理論上最大と過去最大と、浸水の深さによって随分街づくりも違ってくるのかな、と。例えば1mとか2m以下の場合に、建物にどれぐらいの影響があって、建物の中で50cmとか1mですと建物が壊れないと。まあ浸水はすると。という場合についてですね。じゃあ街を変えなければいけないのか、という問題があるかと思っています。それならば堤防が1m浸水で済むような強度がちゃんと発揮できるような堤防の点検、或いは再補強ということで足る、街までは変える必要はない、と。ただ2mを超えるようなものと街が破壊されますので、街の在りようというのも当然、先程言ったように更に堤防をかさ上げしやっていくのが良いのか、それとも街を少し高台化するなり、或いは集約化しないエリアとするのか。まあ浸水の度合いによってですね、街づくりのケースは変わってくるのかなあ。そこについては個別の街で、詳細の被害想

定なり等を踏まえた上での街づくりの考え方は出てくるのか。ただ先程、街の在りようとして重要施設というところで、主要な建物の位置の問題と。ただ駅という話になると、なかなか高台移転というのはできないと。そうすると駅周辺については、やはり物理的などところで何らかの対策を講じるほうが良いのか。その辺は個別詳細の街づくりの中で基本的な方向は、例えば市町さんと県とでまとめて合意を得るにしても、実際の運用については個々の個別ケースとしての相談なり、街づくりとしての合意形成になってくるのかなあという風に思うところでございます。

●事務局

堤防の高さについては、やはり海岸管理者、河川管理者、色々対応していくわけなんですけども、やはり海岸を考えますとレベル1は100年～150年に1回は構造物で耐えられる。まあそれ以上の津波については粘り強い構造というのも、溢れるものは止むを得ないけど一定粘り強くやっつけていこう。という考えですので、どうしても堤防だけで100%の安全というのは難しいのかなと思われまますので。絵の関係は直せる所は直したほうが良いのですが、なかなか構造物だけで耐えられるのかなというところは。特に南部ですね。どうかなというのがあります。それと伊勢湾沿岸については一定、守れる可能性も無い事は無いと思うんですけど。あと沈下レベルをどれ位地盤固めしていくかと。たぶん今回の想定は、3割の高さが残るという前提だったかと思えますけど、そういう前提で浸水区域は定めておりますので、いずれにしましても現状の3割の高さが残るといふことであれば、浸水は出てくるのかなあ、というような現状があるというところであります。

それと先程、川口先生の方からご指摘頂いた熱いうちに、というところはございまして、確かに今、地震津波の方ですけど、土砂法がですね、15年20年くらい前に1回、広島

で大規模災害が起きたときに、土砂法というのが制定されて、レッド・イエローとかけて建物の規制をしていこうと法律ができて地元にも入っていたんですけど、だんだん時間が経つうちに地主の方からは、地価が下がる、家が建てられなくなる、ということで、なかなか規制を掛けにくいのが難しい時代が続きました。三重県も、非常に低位で土砂法の規制ができなかった時がずっとありました。で、一昨年ですか、昨年ですか、広島で大規模な土砂災害が起きましたので、それを契機に地元の方も、地元の市町村も規制が掛かるのも止むを得ないということであって、5年間ぐらい全部やっちゃおうよと、土砂法自体動いてますので、津波についても4年、5年になってきますけど最後の機会かなあと思っておりますので、規制を掛けるなら熱いうちに掛けないと、時間が経てば経つほど個人の主張が強くなってきて規制が掛けにくいといったところが出てきますので、その辺は留意しながら今回の指針も考えていきたいなあというふうに思っております。

●2番委員

単純に絵の事を言っていたんですけど、その絵の堤防は現状を示していると描かれているんですか？新たに整備しようと描かれているのではなくて。今見ると、熊野灘沿岸と半島島しょ地区、もちろん内陸地とか、堤防内陸地ですね。

●事務局

すいません、まだですね、これからやっていくところなもので、ホント申し訳ない

です。外部に出すときは丁寧に整理させていただきますので。

●事務局

堤防は当然あるんですけども、実際それを決定するのも明らかですので。描き方の問題ですけど、ほぼ堤防は例示します。

●4番委員

ちょっと戻ってしまうんですが、資料2の6ページ。先程村山委員のほうから指摘がありました長期のランドデザインの構想というのが、従来型の構想だけではなくて、復興をイメージしたものに近いものであるような、そういう事も踏まえて考えたほうが良いのではないかとということがありましたけれども、私はまだそれが良いのかどうか、ちょっとまだ頭の整理できていないのですが。今回立てるこの長期の都市計画のランドデザインというのは、今後の指針を出したり、それから県や市町がいろいろな他部署と連携をしながら行っていく施策に非常に影響をもたらす重要な構想に、今回特になるように感じております。例えばですね、市町がもし現状維持型を選択したと、いうふうなことになった場合は、おそらくまず、短期的なものに関してはあまり選択の内容によっても変わりはないかと思えますけど、例えば重要公共施設が機能できない恐れがあるから高台移転をしなければいけないとか。先程、防波堤のことがありましたけれども、もし現状維持型を選択する場合は、水際施設の強化っていうのも非常に重要になってくると。ですから都市計画以外の部分にも調和がとれているかどうかっていうのを。まず都市計画と調和がとれているかどうかっていう指針にも、非常に影響力がある構想になると思えますので。長期の市町がランドデザインの構想、そのプランをするという考え方についても、きちっと議論をして明示をする必要があるんじゃないかなあっていうふうに、ちょっと先生方の話を聞いてて感じました。

で、更に次のページの7ページ。国の指針というのもですね。川口先生が言われる、ある意味非常に国がここまで踏み込んで書いて出されたっていうのは、非常にアグレッシブな指針を出されたなあ、というふうに思いますけれども、やっぱり踏み込んで、きちっと具体的な方策もイメージしながら出せる構想を今回は考えて欲しいと。そういうふうな事なんじゃないかなあ、というふうに思います。例えば現行のマスタープランがですね、コンパクトシティーっていう集約型、今あるものを活かしつつコンパクトシティー化させるというイメージが、今だいたいどの市町さんもランドデザインで描かれてると思うんですけど。それをもしそのまま利用する場合、そのコンパクトシティーを目指しつつ、津波、地震被害を未然に低減させる為の、そういった観点から将来の土地をどういう風に利用していくのかということの事の見直しも、やっぱりランドデザインから出てくると思えますので、どこまで踏み込むか、っていう川口先生が仰られた課題も含めてきちっと検討して、ある程度考え方を市町さんのランドデザインの考え方も十分検討して出す必要があるなあというふうに感じました。

●委員長

次はお話にあったように、国の指針がかなり踏み込んだ形でこれぐらいの内容を入れて頂いているので、当初ここで議論されている内容とここに網羅されている、というふうな形になったと思います。また、さきほど今までの経過説明をして頂いた際に、昨年12月に都市計画審議会でお出された議員さん等から話された内容のものも含め

て、むしろここでの議論の内容がこの国の指針で出されてますので、それはかなり我々の今までやってきた議論の中でこれからも進めていけるんじゃないか、というようなことです。それで今の柳川委員からお話があった観点ですけれども、こちらについては先ほどのこのグランドデザインの構想についてはもう少し、今現在計画の中に、将来基準の中に県の抱負を入れてるとかそういうのはあるんでしょうか。

●事務局

私がおんなお話をさせて頂くのもあれなんです、6 ページにあるグランドデザインの構想っていうのをですね、今後作って都市計画の基本方針に書いていこうとしている、その中で触れていこうとしているのか、区域マスタープラン、県マスの中で触れていこうとしているのか、それぞれ市マスの中で触れていこうとしているのか、そこが曖昧です。その辺事務局としても今考えがあるんであればあれですけど、少しそこを整理をしていかないと何となくざくっとグランドデザインの構想ということだけここに出てきてますので、どういう所でそれを出していこうっていうのは、はっきりしておかないと議論が上手いこといかないのかな、という感じがちょっとしましたので、何かご意見。

●事務局

すみません、内輪のご質問に対してで恐縮なんです、さきほど指針の検討はどちらを見たらいいのかな、こちらの方の資料、1 番最初にご説明させて頂いた指針の検討状況という資料の 1 ですね、1 ページに戻っていただきまして、今回地震津波対策の都市計画指針の案を取りまとめたうえで、これをどうしていくかっていうと都市マスタープランがこれから県のマスタープラン、および、市町のマスタープランの改訂が始まります。もう既に始めた市町さんもお見えになります。それを進めるうえで県として都市計画の基本方針というものを出していくと。上に今の現行の都市マスタープラン書いてありますけれど、集約型の都市構造を目指そうという方針は書いてございます。ただ国の方の人口推計というのがさらに加速度的に人口減少の社会に。これはもう今の出生率とか過去の出生率見ると 20 年後、30 年後の人口推計ってのはもう答えは出てるんですね、殆ど。もう確実に減っていくと。そこから 20 年後にどう V 字型になるのか並行型になるのか、安定型になるのかっていうのもこれからの話ですけども大体おおむね 20 年までは想定ができてると。その中でよりコンパクト、積極的にですね、促進・誘導、場合によっては規制もしていくと、いう風な考え方が国の方で出ております。それにつきまして今度の新しい都市計画基本方針にはより強く県の都市基本方針として書いていく。それに合わせて地震津波対策というのも想定した中で街づくりを考えていこう。それについてはやはり主要な特に絶対守らなければならない拠点としての行政機能なりというのをどこに配置をし確保していくか、というのも都市計画の中では主要施設の配置というのは非常に重要でございますので、それもしっかりと位置づけていこうと。

コンパクトな街を進めていくという上でちょっと表現が快適で安全なという風な都市計画をこれからどう作っていくの、と。これをひっくり返して安全で快適なという方がいいんじゃないのか、という議論も進めております。したがってコンパクトにより集めていくところっていうのは、安全でないと駄目だろうと。そのコンパクトの中心になるのはやはりそういう主要機関っていうのがある、或いは病院があるとかですね、そういった安全なところにこうあったらこう如何に作っていくのかというのを。

リスクの高いところには積極的に誘導しないと。誘導とはどういうことかという、所謂、新たにそういった行政サービスを、極端な話を言ったら手厚くしない、主要施設がないってことは一定の距離があるわけですから利便性が落ちると、いう風な事も含めて市街地の各サイドの方を誘導しない、特に集約型のところへ安全で利便性の高いところへ街を誘導していこうと。当然開発等についてはそこから離れた場所だとかリスクの高い場所については抑制していこうと、と言う方針をより強く方針の方で書いていくと。それを受けた形で市町さんの方も一部同時並行になるんですけども、市町さんの方もマスタープランを改訂していくと、こういう作業になっていく。従いまして、なぜ市町さんの方の意見も聞きながらっていうのを私ども重要視するかというと、市町さんが腹に入った形でマスタープランを変えて頂かないといけないので共有できる方針にしていく必要がある、という観点からちょっと保守的な発言が先んじてしまったことをお許し頂きたいという風に思います。以上です。

●事務局

具体的にちょっと、これからの進め方について少しお話するとその辺がわかりやすいのかなと思いますので、実は川口先生と別の会議の方で三重防災減災センターというところで一緒に今会議を進めておりまして、そこで今、都市計画の職員の皆さんに何を理解してもらおうかということを考えています。

それは大きくは2点ありまして、1つはやはり防災上の安全なものと言われているように都市構造としての将来像とか、本当に一緒なのかということと、もう1つは行政だけで考えていては駄目なので企業の方々であるとか、そういった方にも意見を伺おうと、そういった話を実はさせて頂いてまして、1つ目の話についてはいろいろと議論をしながら検討して提案していくというのが今回の1つ目のものなんですけど、いわゆるコンパクトにする時に空いた土地をどうするのかと、或いは災害リスクの高いところをどう利用するのかというようなことについて、先日実は企業の皆さんにもご意見を聞きました。やっぱり企業の皆さんも危険のリスクの高いところはなかなか移転したいという希望が多い中で流通であるとか、或いは沿岸部にしかできない企業さんもあるんですが、最近はコンビナートといえ、沿岸部でやらなくてもすむということで、リスクの少ないところへ移転の希望もあるという話でしたですね。そんなこともいろいろ議論しながら、つまりそういった事を行政の担当者が、或いは都市計画の担当者が理解したうえでどういった土地利用を今の言う市街化を縮退する部分の量を今までインフラが十分に整備されているにも関わらず、危険リスクが高いと言われたところをどう使っていくのか、ということについて防災面、それから都市の将来像という面から多面的に話ができないかなということ考えています。

そういう視点からいくとやっぱり10年のスパンですと大きく変更ができないものの、長期的にはこういうシナリオ、こういうシナリオがあるよねという選択の中で、上手く地域の方々あるいは企業も含めた、そういった活用が見出せないかというような研究を今年度一緒にやらせて頂いて成果の中に盛り込ませて頂きたいと。

つまりこの指針の中にはですね、安全なところへ住みましょうねという話しか書いてないんですけども、じゃあ危険なところはどう活用するのかという逆のところを十分に整理したいということでこれを市町さんへの提供の資料として出していくことを今考えています、つまりその中で10年後の計画には書けないかもしれないけれど、長期の中ではそういった思想をですね、持って選択肢の1つとすることや復興の際には大胆な絵もいくつか用意するというようなことを議論させていただいてるよ

うな状況です。今後の中でそういった発想はしていきますが、やはり当面は都市計画は急に変わるものではありませんので、プランへ少しずつ思想的なものや反映させられるような企業の活用とかが合意できれば、そういったものを書いていくというようになるとおもいます。以上です。

●委員長

今のお返事等でランドデザインの実現に合わせては、全部この指針検討の準備で上手く入らないというか、少しずつ根幹に関わるようなものがそこそこ出てくるということですね、それぞれのところで。そういうようなところで最終的にまた27年に都市計画基本方針とかその後もずっと続いていくってということなんですけど、きっとあるところでバツて出ちゃえばすごくやりやすいんだけど、市町もそれぞれだし県もそのタイミングっていうのが結構ばらばらとして難しい部分はあるのかなという風には思いました。その点いかがでしょうか。ご質問された部分が多少でもクリアになればと。

●4番委員

すみません上手く説明できなくて。質問といいますか、感じたことをそのまま述べただけですのであれなんですけども、まずランドデザインの構想をするっていうのはまず県がするんじゃなくて、市町が当然するってことだと思っております。その市町が例えばですね、今、川口先生がさきほど仰られた様に県民の意識が非常に高くて移転とか高台移転とかそういうのをやむをえないと思ってる方の人数がすごく多いのに、例えばその市町の人たちが最初から無理だろうという風なことでそこそこのランドデザインを立ててしまうというのは勿体無いな、という風に思います。それでまずそのランドデザインがあって、そのランドデザインに向けてその中期というよりも中期の後半ぐらいから、中期の中でもどっちかという中長期的なプランが少しずつ最初から同時進行でいくんでしょうけども、まずやっぱりランドデザインをある程度大変でしょうけれども、今回はきちんと地震津波に対応したものも含めたランドデザインの立て方といいますか。考え方というか、手法といいますか、そういうのもこちらの方からお示しできれば市町の人たちもやりやすいんじゃないかと思ったので、そういう意見です。

●委員長

今課題とか対応の、指針の話も今出てきていますし。それぞれの課題についてですね、それから課題の対応についてもお話がありましたけれども他にはいかがでしょうか。後、例えば村山委員は市町の実際のマスタープランといろいろ取り組まれていると思うんですけど、今、県で言われてるこういうような範囲と市町が直にいろいろ作られているところで「少しこういうところをクリアにしてもらいたい」とか、そういう何か問題点ありませんでしょうか。大丈夫ですかね。

●2番委員

結構区画変わってる市は近鉄が間に近くに走っていて拠点があるところなんです。そうするとこのシナリオでいくとその部分については現状維持に近い形でこれからのことを考える場合があるんですけども、都市構造とか土地利用は大きくは変更しないんですけども、浸水想定区域についてはいろんな問題を抱えていて、命を守るた

めの短期政策も一応やらなければいけないんですが、例えば沿岸で土地利用規制が強すぎて2階建てぐらいの家しかないところに津波が来てしまうと流される可能性がある。そうすると少しある市の建物がね、強い建物で上に逃げられるように積みたいていうことが出てきた場合にその土地利用規制はむしろ強化するんじゃないくて緩和してあげないといけなくて、そういうのを個別には出てきそうな、もちろんそれは地域の皆さんと話し合いの中でどういふのを区切りつけるそうといふのかをもちろん議論するんですが、そうすると現状維持型のシナリオでもいろいろとやれることがあって、そのメニューを少し充実させるということも大事ななという風に思います。

というのが1つあることと、もう一方でその自治体ではなく人口減少が著しいところだと特に防災減災という観点からだけではなくて、いろんな福祉サービスとか買い物難民になるとか他の生活のしやすさという面から街の、市街地の面積を人口減少に合わせて狭くしていく。そういうこともあり得るということですね。それはさっき川口先生がおっしゃったように松が来なくてもですね、やっというてよかったなという風になるわけですね。だから防災減災の側面だけではなくて他の側面からも中長期的将来図を考えるという手法でそのことが少し基本方針を考えることにかけていいかなと思います。この委員会としては減災防災の側面からいろいろと検討するということですね。その二つが感想としてはあります。

●委員長

今お話にあったように規制を逆に少しゆるめる、当初ここで話し合われてる逆なこともイメージしながらその状況に合わせるって言うところが大事っていう感じが。

そのあたりをできたら文言の中に少し加えて頂いてその現状のところではできることがあるんだっていうことをですね、取り組めるものということに入れて頂くと良いんじゃないかなと。

●事務局

先ほど委員長の方からご提案ありましたように、規制の緩和については当初柳川委員の方から浸水域において、例えば3階建てとか或いは構造上鉄筋も含めて誘導するような方法はないか、というお電話もありまして先ほど村山先生からも市町で検討されているところもあるというような話もありましたので、基本的な指針とともに、この地震津波の指針においては事例をですね、事例集みたいな形でいろんな方法があるかと思えます。

例えば四日市さんなんかは市街地内での農地について、いざ復興するときに一時仮置き場として使わせてもらうことについて農地との防災協定を結びながらですね、そういう利用をさせていただくとか、いろいろ手法が全国でも色々事例ございますのでそういった手法が活用できるんじゃないかと。ということについて事例集のようなものも後ろにつけて市町さんに選択して頂けるようなそういう方向を1つ、取りまとめとして考えたいなという風に検討しております。

●4番委員

すごく細かい話なんですけど、例えば今短期のところでは人命を守るっていうのがありますけれども、例えば今現状の、例えば駅周辺の市街地を今の、今後も駅は簡単に移動できませんから駅周辺の市街地については集約型のコンパクトシティを目指していく中の中心にあてるとして、そこが津波浸水エリアだったと仮に想定したときに、

でも、現状維持型をその市町が選択したという風に仮定して、後、できるメニューがいくつかあると先ほど村山委員がおっしゃられたときにふと思ったんですけども、例えば私も会社を経営しておりますので会社がどうなっても例えば社員の人の命は当然なんですけど命にもう1つ加えて言うと生活が守れば、要するに寝るところ、お家ですよね。それさえ守れば会社は何とかみんなで作れるだろうっていう、そういう気持ちも元々ありまして、まず社員さんの命とそれから住宅、安心して休んでまた仕事の次に励めるという生活基盤がきちっとしているっていうのは非常に大事な要素だと、いう風に思います。ですから例えば現状維持型ということであれば津波の被害が大きいところは普段例えば昼間仕事中に津波が来たときのためにまず命を守るための避難タワーとか避難場所はきちっとしておいて、落ち着いたらいいですか、動けるようになったらその日のうちに自宅に帰って休めると。その住宅のところだけ例えばライフラインもきちっとしてますよ、っていう風な街づくりができれば良いなってふと思ったんで、そのメニューの中にもし入れられるんでしたらそういうのもあると良いなってちょっと思ったんで。あんまり大した意見じゃないんですけどすみません。忘れないうちにお伝えしておきます。

●委員長

重要な生活基盤としての、今回は人命っていうところに置かれてますけれども、短期的にはそれ両方ないととてもやっていけないんでということはあるので。そこも文言のところで入れ込められればと。川口委員はどうですか。

●臨時委員

何か言えといわれたので。今、柳川さんがおっしゃった事はまさにそのとおりで、僕たち災害現場で見てきたことですよね。今さっき、ざっくり7万棟の被害。三重県って大体年間1万棟くらいですよね。

●事務局

そうです、更新されてます。

●臨時委員

そう、更新が。てことは7万棟復興させようと思ったらストレートに計算すると7年かかるわけですよね。これは無理ですよね。7万棟、根底が1軒もつぶれずに7万棟だから、7万棟つぶれてその内何万人か死ぬから家要らんでしょうけど、被害想定には一応2年後に2万棟という想定を我々過去最大、2万棟を今の三重県の建設業で、被害受けた後の建設業で復興させるって多分並大抵の努力ではないので、やっぱりそういうことがどこかに書いてあって、だからコンパクトシティだけでは駄目なのよって。だから生活つなぐための街づくりに変えていかないと駄目なんですって。だから今までの方針に津波と地震を重ね合わせてもう1回この街づくりで良いかなって考え直してね、っていうのが多分指針のどこかに書いてあって、それでもやっぱり我が街は現状維持。

現状維持って村山先生おっしゃったように、現状維持のメニューがやっぱりいくつか示されていけば現状維持でもそっちの方向に流れていくような指針って多分あると思うので、その事を強く書いておかないと現状維持だけが前に出すぎると何もしないという。これが1番やっぱり国も目指しているものではないし、だから今まさに柳川

さんがおっしゃったような7万棟の住宅の被害ってのはとんでもないことだから、それを例えば短期的にも中長期的にもどうやって減らす側にもっていけて、そこさえ確保されていればまさにその後の復興について、まさに柳川さんがおっしゃったように会社つぶれたって誰かが直すわけだし役所つぶれたって役所が直せばいいわけで、やっぱり生活基盤をしっかり確保して、強い都市のもう1回復興を作る原動力をやっぱり市民がちゃんと生活基盤を持っていくということなんだよってことが、指針の中の1つの精神として書かれてあれば読む側が「なるほどな」と。そこからスタートして読むと何となく現状維持型と市街地移行型と入るよりはだいぶイメージが違うかなって。やっぱり今回の目的の中に今の話が入っていると良いかなっていう風に強く思いました。

後は村山先生がおっしゃったように現状維持っていわゆる何もせんという意味ではなくて、動かさないよねっていうのがみんなの頭にあるのでそれを許したうえで、でもこっちに水上がらんようにした方が良いよなっていう、イメージが持てるようなビジョンを書いておくことが必要かなという風に思います。それからやっぱりもう1つは僕、また課長に怒られるかもしれないけど、具体的な市町が目に浮かぶので例えば長期冠水であるとか湛水であるとか我が市町は全域が「・・・」みたいな話はちょっと言いにくいところもあって、そのあたりの逃げ道っていうかね、どういう風にものを考えて都市計画すればええねん、みたいなことは何かスペシャルメニュー考えないといけないのかなって気はちょっとはしています。

●事務局

今までがちょっと当然ながら津波っていうことが一番大きな被害、特に伊勢湾岸、或いは熊野灘沿岸が強いというお話で議論は進めてきたんですけども、その根底として例えば建物被害で理論上最大で17万棟、過去最大でも7万棟が倒壊すると。特にまず地震で倒壊すると。ここを街づくりの中でどう位置づけるか、特に菰野町さんであるとか名張市さんであるとか伊賀市さんなんかは津波関係ないんで、この地震対策をまずどう位置づけるんか、というところが逆に主題になってまいります。何ぼ高台であっても建物が倒壊して街が崩壊するってのはまさに津波のなかった阪神大震災で目の当たりにしてましたので、その中で、特にまず使用しつつの耐震化、これはもちろんの話なんですけども、例えば避難路が確保できるような緊急輸送路のない避難路の沿線の耐震化、をどう街づくりとして進めていくか、また火災が延焼しないように防災緑地の確保であるとかですね、そういったものを街づくりでどう位置づけるかという風なこともやはり、この地震津波対策の都市計画指針の中で謳っていく必要があると、いう風に考えております。まずそこを冒頭押さえておいて津波というそんな方が入りやすいのかなと、皆さんにご理解いただきやすいのかなという風に考えているところです。ありがとうございます。

●委員長

それぐらいで今お話のあった内容のものをですね、加えていただく形で資料の方に取り纏めて頂くと、それとあと立案のポイントなんですけれども、今回こういうような形でですね、資料も整ってそれから調査の結果、すべてが大体一とおりの手持ち資料の中で整われている状況ですので、ほかの、今こちらの資料以外のところも含めてもし何かあればお話いただければと思います。

● 2 番委員

計画立案の内容的な部分はだいぶ議論してきて充実してきたと思うんですが、今日色々とアグレッシブなシナリオを市が採用する場合っていうのを、決め方ですね、難しいなと思っていて、これについて明快なビジョンを持っている首長さんが当選されて引っ張っていくっていうこともあるんでしょうし、都市マスタープランの見直しの中で市民参加をかなり徹底的にやっていますね、どういうシナリオを選ぶのかということについて、市民合意形成をちゃんと図らないとなかなか大きく変えるっていうことについてなかなか支持が得られない。そういう意味で市マスタープランの市民参加って 1992 年に法律が改正された直後は凄くいろんな自治体が実際に頑張ってたんですが、だんだん計画策定費用が安くなってしまってその余裕がなくなって、市民参加が結構ちゃんとやっているとところもありますけれども、全般的に見るとちょっとお留守な感じで、ただ今回、特にこういう大きな変更がある場合っていうのはやっぱりその辺きちんとやっていくっていう、その辺を県の方針としても少し書き加えられると良いのかなと思います。

● 委員長

今回ここで話し合った内容について最終的にこれを取り纏めた形のものが 7 月 29 日の都市計画審議会の方でかけられることになっていますね。それでその後にもう 1 回個別に協議を委員さん達とさせて頂いて、その後最終的に 2 回の小委員会、ここで最終的原案っていうことですのでそこまでの間にとりあえず、この今度の都市計画審議会の時までには今の内容のものが網羅されるという形で入れて頂く。

● 事務局

そうですね。より具体的に市民の皆さんへの見せ方を少しご相談させていただきなからその辺り整理したいと思います。

● 委員長

どうでしょうか、後これだけはどうしても言っておきたいという点何かありますか。大丈夫でしょうか。またもしあれば事務局の方にお話をさせていただいて資料も今回かなり多くて細かな、逆にこれぐらいの資料があると今みたいな突っ込んだ議論ができると思います。それでは、最後に次回の審議会についての連絡を事務局さんの方からお願いいたします。

● 事務局

それでは次回の委員会について、まだ日程については完璧に決まったものではないんですけども、9 月に開催を予定させていただきたいと思っております。また個別に、小委員会です、小委員会についてはですね、9 月に開催の方予定させていただきたいと思っております。また改めて各委員様方の方に対して個別にスケジュールのお伺い、調整の方させていただきたいと思っておりますので、どうぞご協力の方お願いいたします。ただ、先ほど事務局の方からご案内させていただきましたように小委員会ではなくて個別協議という形で直接ご訪問したり或いはメール等でご連絡の方取らせていただくことも多々あるかと思っておりますので、こちらについてもどうぞご協力の方よろしくようお願いいたします。

●委員長

それでは、ただ今の連絡事項につきましてご質問はございませんでしょうか。無いようですので以上をもちまして議事を終了させていただきます。

●事務局

議長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆さまには本日長時間ご審議を賜りありがとうございました。これを持ちまして第3回の小委員会の方を終了いたします。ありがとうございました。

●一同

ありがとうございました。

以上